

平成25年第1回(3月)川南町議会定例会会議録(4日目)

平成25年3月13日(水曜日)

本日の会議に付した事件

平成25年3月13日 午前9時00分開会

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第1 | 議案第 17号 | 平成24年度川南町一般会計補正予算(第5号) |
| 日程第2 | 議案第 18号 | 平成24年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第3 | 議案第 19号 | 平成24年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第4 | 議案第 20号 | 平成24年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第5 | 議案第 21号 | 平成24年度川南町介護保険特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第6 | 議案第 22号 | 平成24年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第7 | 議案第 23号 | 平成24年度川南町水道事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第8 | 議案第 34号 | 平成24年度川南町一般会計補正予算(第6号) |
| 日程第9 | 議案第 1号 | 川南町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員等に関する条例を定めるについて |
| 日程第10 | 議案第 2号 | 川南町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例を定めるについて |
| 日程第11 | 議案第 3号 | 川南町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスにの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例を定めるについて |
| 日程第12 | 議案第 4号 | 川南町営住宅等の整備基準に関する条例を定めるについて |
| 日程第13 | 議案第 5号 | 川南町町道の構造の技術的基準を定める条例を定めるについて |
| 日程第14 | 議案第 6号 | 川南町町道の道路標識の寸法を定める条例を定めるについて |
| 日程第15 | 議案第 7号 | 川南町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例を定めるについて |
| 日程第16 | 議案第 8号 | 川南町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例を定めるについて |
| 日程第17 | 議案第 9号 | 川南町都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例を定めるについて |
| 日程第18 | 議案第 10号 | 川南町営住宅管理条例の一部改正について |
| 日程第19 | 議案第 11号 | 川南町新型インフルエンザ等対策本部条例を定めるについて |
| 日程第20 | 議案第 12号 | 川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第21 | 議案第 13号 | 川南町条例における用字、用語等の整備に関する条例の一部改正について |
| 日程第22 | 議案第 14号 | 川南町重度障害医療費助成に関する条例の一部改正について |

- 日程第23 議案第 15号 財産(土地)の無償貸付について
- 日程第24 議案第 16号 西都児湯障害認定審査会共同設置規約の一部改正について
- 日程第25 議案第 24号 平成25年度川南町一般会計予算
- 日程第26 議案第 25号 平成25年度川南町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第27 議案第 26号 平成25年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第28 議案第 27号 平成25年度川南町営農飲雑用水事業特別会計
- 日程第29 議案第 28号 平成25年度川南町下水道事業特別会計予算
- 日程第30 議案第 29号 平成25年度川南町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第31 議案第 30号 平成25年度川南町介護保険特別会計予算
- 日程第32 議案第 31号 平成25年度川南町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第33 議案第 32号 平成25年度川南町水道事業会計予算
- 日程第34 議案第 33号 川南町学校給食共同調理場における給食調理等業務の委託契約締結について

出席議員(13名)

1番	中津 克司 君	2番	河野 幸夫 君
3番	濱本 義則 君	4番	川上 昇 君
5番	林 光政 君	6番	川越 忠明 君
7番	内藤 逸子 君	8番	児玉 助壽 君
9番	米山 知子 君	10番	税田 榮 君
11番	徳弘 美津子 君	12番	竹本 修 君
13番	山下 壽 君		

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉田 一二六 君 書記 山本 博 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日高 昭彦 君	副町長	山村 晴雄 君
教育長	木 村 誠 君	会計管理者・ 会計課長	篠原 浩 君
総務課長	諸 橋 司 君	総合政策課長	永友 尚登 君
農林水産課長	押川 義光 君	農村整備課長	横尾 剛 君
建設課長	村井 俊文 君	上下水道課長	新倉 好雄 君
農業委員会 事務局	杉尾 英敏 君	教育総務課長	吉田 喜久吉 君
生涯学習課長	橋本 正夫 君	税務課長	永友好典 君
町民課長	黒木 秀一 君	環境対策課長	三角 博志 君
健康福祉課長	佐藤 弘 君	代表監査委員	三角 巖 君

午前9時00分開会

○議長(山下 壽君) おはようございます。これから本日の会議を開きます。

ここで、環境対策課長から発言を求められておりますので、これを許します。

○環境対策課長(三角 博志君) おはようございます。昨夜お手元に資料お配りしておりますが、ここでエコクリーンプラザみやざきの焼却炉溶融施設につきまして、爆発事故が発生しましたので、その内容につきまして御報告を申し上げます。

今朝、宮崎県の環境整備公社のほうから、お手元の資料が届いたところです。事故の発生は昨夜7時26分、2回の爆発音がしたと。場所は、焼却溶融施設内の灰の溶融設備室でございます。職員が現場に駆けつけたところ室内は水蒸気が立ち込めており、室内に入ることができず、火災発生も確認できなかつたと。爆発は灰の溶融炉を傾けて炉底の溶融メンタルを取り出す作業中に発生したと。

同時刻の19時26分に灰の溶融炉は自動的に停止をしました。19時29分、灰溶融炉の傾きをもとに戻すために中央制御室から遠隔操作をした。19時54分、消防署へ通報ということで、火災は確認されませんでした。念のため消防署へ通報したと。有毒ガスの発生もなかったということでございます。

被害の状況ですが、負傷者はございません。炉体を支える架台に変形が出たと。それから、水砕層の周辺設備に破損、それからシャッターの破損等があったということでもあります。

事故の原因ですが、現時点では不明でございます。溶融施設ということで非常に高温、1,300度Cで溶融するというような非常な高温の処理のために、その冷却を待って、原因の調査を行うということです。

なお、ごみの受け入れにつきましては、通常どおり行うことができるということでございます。

以上、御報告申し上げます。

○議長(山下 壽君) 本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1 議案第17号「平成24年度川南町一般会計補正予算(第5号)」

日程第2 議案第18号「平成24年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」

日程第3 議案第19号「平成24年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」

日程第4 議案第20号「平成24年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第2号)」

日程第5 議案第21号「平成24年度川南町介護保険特別会計補正予算(第3号)」

(「議長、日程表はない」と呼ぶ者あり)

(中断)に続き会議を続行します。

日程第5 議案第21号「平成24年度川南町介護保険特別会計補正予算(第3号)」

日程第6 議案第22号「平成24年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第

2号)」

日程第7 議案第23号「平成24年度川南町水道事業会計補正予算(第2号)」

日程第8 議案第34号「平成24年度川南町一般会計補正予算(第6号)」

以上8議案を一括議題とします。

本8議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長(児玉 助壽君) 先ほど全協で議会運営委員会の報告したとき、全協においてです。初日に配付した日程表どおりと報告をいたしましたでしたが、正しくは今、配られた日程表のとおりであります。

訂正し、おわびいたします。

○総務常任委員長(濱本 義則君) 「平成24年度一般会計補正予算(第5号)」のうち、総務常任委員会に付託されました案件につきまして、審査の経過、内容及び結果について御報告いたします。

所管の職員の説明を受けた後、質疑の内容については以下のとおりでございます。

まず、税務課所管について申し上げます。

1款1項1目の普通徴収の大幅減額は特別徴収の大幅増額によるものであり、その差額は見込み額であります。特別徴収につきましては、平成24年度当初、約1,500事業所にお願いをいたし、約1,000事業所が特別徴収に移行していただきました。現在、約1,600事業所が特別徴収に御協力いただいています。今後も特別徴収事業所への移行をお願いするとのこととございました。特別徴収をすることで、住民税の収納率アップが期待をされます。特別徴収につきましては、納入状況に注意する必要があるのではないかという意見がございました。

次に、総務課所管について申し上げます。

歳出の2款1項1目子ども手当、これは職員分の子ども手当だと思っておりますけれども、515万5,000円の減額は支給制度が決まらなかったためによるものと見込みの差額でございます。

2款1項5目積立金1億1,246万3,000円は、今後予想されます役場庁舎等の耐震工事に備えて、公共施設等整備基金への積み立てであります。この積み立てにより基金残高は10億215万7,000円となります。

9款1項2目消防施設費255万の内容でございますが、補足説明の中で間違った説明があり、その訂正が所管の担当課より訂正がございました。その内容は、消火栓設置5カ所及び改修1カ所の負担金であります。なお、現在川南町に設置されている数は288カ所となっております。

最後に、総合政策課について申し上げます。

歳出の7款1項2目東児湯職業訓練校負担金18万3,000円は、川南町の訓練生22名分の負担金であります。

以上、質疑後、討論、採決をいたしました。採決の結果、全員賛成で可決であります。

以上、報告終わります。

○議長(山下 壽君) 次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長(内藤 逸子君) 文教厚生常任委員会に付託されました議案第17号「平成24年度川南町一般会計補正予算(第5号)」については、原案のとおり全員賛成で可決すべきものと決定しました。

文教厚生常任委員会の意見として、衛生費3,456万1,000円の減額のうち、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業1,600万円は、せっかくつけられた予算が使われなかったのはなぜなのか、住民への啓蒙不足について工夫が必要ではないか、保健師と教育委員が親や児童への理解を促す場をつくるなどして、1年間に3,500人ももの尊い命を奪う子宮頸がんから大切な命を守ること、川南町内でも子宮頸がんの早期発見もあるとのこと。議員の皆さんも大いに宣伝をお願いします。

議案第18号「平成24年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」については、原案のとおり全員賛成で可決すべきものと決定しました。

歳入歳出それぞれ4,757万9,000円を減額しました。被保険者数の減少等により1人当たりの医療費が見込み額より少なかったものです。

議案第21号「平成24年度川南町介護保険特別会計補正予算(第3号)」については、原案のとおり全員賛成で可決すべきものと決定しました。

主なものとして、地域密着型介護サービス給付費370万円については、町内の認知症高齢者グループホーム、さざんか園、あかつき、すいせん川南と小規模多機能型居宅介護施設、川南ひばりの4カ所が該当するそうです。

議案第22号「平成24年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」について、原案のとおり全員賛成で可決すべきものと決定しました。

川南町から保険税を徴収して宮崎県広域連合に納めています。運営についても川南町から議員が出ていませんので、特にガラス張りの運営と報告をお願いします。

以上、報告を終わります。

○議長(山下 壽君) 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長(児玉 助壽君) 産業建設常任委員会に付託されました議案第17号、19号、20号、23号、34号について、その審査の経過と結果について報告いたします。

議案第17号「平成24年度川南町一般会計補正予算(第5号)」中、当委員会に付託されました関係予算の第2表繰越明許費、強い農業づくり交付金事業は、香川ランチに対する補助事業で年度内に工事が完了しないので、繰り越すものであります。同農業対策強化基盤整備事業においても、田畑50ヘクタールの排水工事が年度内に完了しないので繰り越すものであります。

土木費中、工事請負費の5,000万円の減額は、国土交通省が実施した交通量調査により、

右折車線工事が不要となったためであります。

討論、採決の結果、全会一致で原案のとおり認め可決であります。

議案第19号「平成24年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」の歳出、漁業集落排水施設整備事業の役務費の減額は、汚泥量減によるものです。

討論採決の結果、原案のとおり認め、全会一致で可決であります。

議案第20号「平成24年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」について、他会計からの繰入金639万2,000円の減額の要因は、増加率約6.5%、61戸の増加により受益者負担金下水道使用料がふえたことによるものであります。ちなみに、現在の加入率は62%となっています。

討論、採決の結果、原案のとおり全会一致で認め、可決であります。

議案第23号「平成24年度川南町水道事業会計補正予算（第2号）」については、別段な異議なく、原案のとおり全会一致で認め、可決であります。

議案第34号「平成24年度川南町一般会計補正予算（第6号）」における、土木費地区工事請負費の5路線の舗装打ちかえ工事については、点検調査により事業費の増減が発生します。

なお、審査の中で、農林水産業費中、国営土地改良事業費の負担金及び交付金に係るものにおいて、予算計上すべき受益者分担金の歳入見込み額は計上されていないなど、不適切な会計処理を指摘する意見がありました。

討論採決の結果、可決であります。

以上で、報告終わります。

なお、先ほど議事日程の配付漏れ等があり、議事進行に不手際があったことを高いところでありますけれど、一言おわびいたします。

○議長（山下 壽君） 以上で、委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○議員（米山 知子君） 文教厚生常任委員長にお尋ねをいたします。

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の減額が出ておりましたが、「せっかくつけられた予算が使われなかったのはなぜか」ということに対して、担当課はどういう説明をされたのか、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○文教厚生常任委員長（内藤 逸子君） 全く子宮頸がんの予防注射を受けていない子供もいるってということと、母親と子供の意識が薄いということの説明を受けました。30%の方が受けているけど、あとのこんな状態だったということで、見込みよりも予算が余ったので返すということになっています。

私たち文教厚生委員会の中では、そういう詳しい審査をするっていう意見もなかったので、余り詳しく審査はしていません。所管からの説明を聞いただけで終わりました。

以上です。

○議員（米山 知子君） 私が同じ委員会に付託されたわけですから、やはり事業がどうい

うふうに進められているか、その検証をするという役目はあると思うんですね。で、その検証なぜ使われなかったのか、何に問題があったのか、その辺をきちんと指摘をしておかないと、次の年度に同じ予算がつけられたときに生きてこないと思うんです。ですから、それは、この子宮頸がんワクチン事業だけではなく、全ての事業に言えることで、計画された事業がうまく行われたか、うまく行われなかったのはなぜなのか。常に検証するという姿勢を私たちは持つておかなければならないということを私は自分も常に考えておりますので、それを皆さん、特に委員会に付託された場合には、それを強くやっぱり意識をして、所管課から詳しい事情を聞いて、次につながるような審査に持つていっていただきたいと思います。

以上です。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。討論、採決は議案ごとに行います。

議案第17号「平成24年度川南町一般会計補正予算(第5号)」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案17号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 異議なしと認めます。したがって、議案第17号「平成24年度川南町一般会計補正予算(第5号)」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第18号「平成24年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 異議なしと認めます。従って、議案第18号「平成24年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第19号「平成24年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」について

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 異議なしと認めます。従って、議案第19号「平成24年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第20号「平成24年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第2号)」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 異議なしと認めます。従って、議案第20号「平成24年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第2号)」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第21号「平成24年度川南町介護保険特別会計補正予算(第3号)」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 異議なしと認めます。従って、議案第21号「平成24年度川南町介護保険特別会計補正予算(第3号)」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第22号「平成24年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 異議なしと認めます。従って、議案第22号「平成24年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第23号「平成24年度川南町水道事業会計補正予算(第2号)」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 異議なしと認めます。従って、議案第23号「平成24年度川南町水道事業会計補正予算(第2号)」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第34号「平成24年度川南町一般会計補正予算(第6号)」について討論を行います。

まず、原案について反対者の発言を許します。

○議員(児玉 助壽君) 議案第34号「川南町一般会計補正予算(第6号)」について、反対の立場で討論いたします。

その理由について、国営土地改良事業費中、宮崎県宮尾鈴北第1、第2地区負担金に係る予算において、歳入見込み額として計上すべき受益者分担金8.3%、4,100円掛ける335期分137万3,500円プラス末端散水施設25期分が計上されていません。

その歳入不足分を町債で補い、歳入歳出の帳尻を合わせ、同額とする不適切な不透明な会計処理がなされており、たとえ、これは町の政策的なものであっても、看過することはできないからであります。

なぜなら、この政策で今までの累積未徴収金538期分220万5,800円プラス本予算改正分を差し引いた310期分127万1,000円、合計347万6,800円の表に出ない裏帳簿処理の累積未徴収金が発生します。

これをもとにした、自分の試算によると多少誤差はあると思うが、事業完了時には未徴収金が約700万に達し、現在2億円以上ある県営事業に係る調整は約5億円に達すると予測され、年金利率を3%と低く見積もっても、年1,500万円もの利子を支払い、償還期限を10年として、利子1億5,000万円に元金合わせて6億5,000万円を支払う一方で、未来永劫にわたり、未徴収分担金の支払いは無利子据え置きとなっています。

したがって、これを看過することは納税者に対する背任行為であり、原案に反対するものであります。

本来、中立の立場で採決権のない所管を担当する委員長の私としては、委員会の決定事項に従うのが常道であります。この事案が町の将来に憂いを残し、負の遺産にならないがために帳面の付託を受けた一議員としての行動であるとの理解をもって、御賛同お願いするものであります。

最後に、この事案の適正な改善策を早急に構築するよう強く要望し、討論を終わります。

○議長(山下 壽君) ほかに討論はありませんか。

○議員(内藤 逸子君) 議案第34号「川南町一般会計補正予算(第6号)」について、反対の立場から討論いたします。

債務負担行為補正の中で9,000万円が提案されています。学校給食調理業務は、学校給食会の年次計画のもとに、食事に係る状況にも敏感に対応して運営される業務です。

学校給食調理業務は、町の給食計画、栄養士の献立方針、調理師の技能が重なり合って完結する業務です。専門業種の請負、自治体用語では委託とは区別され、本来業務、本来直接雇用で行われるべきもので、企業との長期契約など無用な業務との立場から民間委託には反対です。

以上を述べ、川南町一般会計補正予算(第6号)について、反対討論といたします。

○議長(山下 壽君) ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) これで討論を終わります。

これから議案第34号について採決します。

この採決は起立によって行います。本案は委員長報告のとおり、すなわち、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長(山下 壽君) 起立多数であります。したがって、議案第34号「平成24年度川南町一般会計補正予算(第6号)」については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案1号「川南町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員等に関する条例を定めるについて」

日程第10 議案第2号「川南町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例を定めるについて」、

日程第11 議案第3号「川南町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例を定めるについて」

日程第12 議案第4号「川南町営住宅等の整備基準に関する条例を定めるについて」

日程第13 議案第5号「川南町町道の構造の技術的基準を定める条例を定めるについて」

日程第14 議案第6号「川南町町道の道路標識の寸法を定める条例を定めるについて」

日程第15 議案第7号「川南町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例を定めるについて」

日程第16 議案第8号「川南町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例を定めるについて」

日程第17 議案第9号「川南町都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例を定めるについて」

日程第18 議案第10号「川南町営住宅管理条例の一部改正について」

以上、10議案を一括議題とします。

これから、本10議案について質疑を行います。質疑ありませんか。

○議員（濱本 義則君） 議案第1号「川南町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員等に関する条例を定めるについて」及び議案第2号「川南町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例を定めるについて」並びに議案第3号「川南町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例を定めるについて」、この3つの議案、条例の制定のことについてお伺いをいたします。

この条例が目指すといいますか、条例を定める目的は、恐らくこういった介護のこういうサービスをする、何というんですか、基準っていうんですか、資格っていうんですか、そういったものを定めてと思っております。逆に言えば、ここに定められたるものをクリアしなければ、こういった事業はできないというふうな取り方でよろしいんですかね。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） ただいまの濱本議員の質問にお答えいたします。

補足説明である程度申し上げましたけども、この地域密着型サービスというのは、利用者は市町村の住民に限られて、市町村が事業者の指定や監督を行うことになっております。これにつきまして、従来は24年までの経過措置として、国の厚生労働省のほうの省令に準じて行っていたというところがございますけども、本年度より次年度よりは各町村の条例で定めて、それを運用するということになっていきますので、今回の条例の提案をしてるところでございます。

内容につきましては、議員の言われたとおり、この業務についての市町村が責任を持って指定、監督を行い、これに満たない提案につきましては、受け入れられませんということで解釈してよろしいかと思います。

以上です。

○議員（濱本 義則君） 先ほど御説明がありました分につきましては、補足説明中でも承知はしているところです。先ほど申しましたように、これをクリアしなければ事業ができないということで、次の質問に移らせていただきますけれども、それでは、あれですか、最初やるときは恐らくこういったものはクリアしていると思うんですよ。

で、ずうっと経過するに従って、そんなもろもろのものが変わってくる、ということです。これ条例を制定しただけで、そのままこれを運用していきますと、経過するに従っていろんな不都合が出てくると、それをほっときますと、事件、事故につながってくるというふうなことも考えられます。

そこで、これを運用にしていく上においての規程、極端なこと言いますと、人数とかそういうものの、資格者とかそれから設備とかそういうものがいろいろ規定されているようでございますけども、それも非常に抽象的な大雑把なものでございます、この条例は。

逆に、もうちょっと細かな運規程、例えば、消火設備とかいろんなことがありますけども、こういうものは消火器でいいよとかスプリングクラーをつけなければいけないよとか、そういう細かな中身というのがあるのかどうか。

それともう一つは、これをずうっと運用する中において、監督官庁、結局これ川南町になると思いますが、その定期的な検査並びにこの事業者からいろんな形で記録をとっておかなければならないとか、いろんなものがございますけれども、そういった記録の調査ができてるかどうかというのを、記録ができてるかどうかというのを向こうから定期的に求めるのか、それともこっちから行って検査をするのか、そういった運用規程というのはあるわけですか。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） ただいまの濱本議員の質問にお答えいたします。

そういう今、言われたような内容の規定も省令の中で設けてありますので、それに準じて現在もこの該当する事業所がありますので、それにつきましては、まず定期的な2カ月に一遍の運営委員会に参加することが一応義務づけられておりますし、2年に1度のいわゆる指導監督をするという義務があります。これにつきましても、書類等の提出を要求いたしまして、現地行ってそれに伴った指導監督を入れるようになってます。

また、先ほど問題にもなってますスプリングラーにつきましても、この小規模多機能以外のいわゆるグループホームにつきましては、29人仮定になってますけど、これにつきましても施設の大きさからすると設定が義務づけられていますので、これにつきましても採用確認をしてたところ、これは設置されておるという確認を受けております。

それから、小規模多機能につきましても、まだそこまでの義務づけができておりませんので、これ現在、各自治体でこの対応については、協議をするように国のほうからの指導を受けております。前向きな方向で指示ができるような体制を整えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議員（濱本 義則君） この規程、規約につきましては、我々議員がその審査のときのそういうものでもないかもわかりませんが、この審査に当たりまして、所管の委員会にその規程、規約を御提示できれば、大変ありがたいというふうに思っております。

以上、質問を終わります。

○議長（山下 壽君） ほかに質疑ありませんか。

○議員（米山 知子君） ただいまの濱本議員の質問と同じところなんですけど、この条例の議案1号に関して、これは申請者につき定めております……

○議長（山下 壽君） 米山議員マイクをつけてください。

○議員（米山 知子君） 申請者につき定めておりますというふうに説明があったんですが、現在この地域密着型の介護施設というのは、小規模多機能がひばり、それから認知症が3カ所というふうに町内ではあるんですが、新たな施設についての設立する場合のいわゆる許可、設立ができるかどうか、そういうことに関しては、この条例に基づいて判断をされるんでしょうか。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） ただいまの米山議員の御質問にお答えいたします。

この条例に従って審査を受けて、それをまた県のほうにもお伝えするという形でこの審査をしたいというふうに思っております。

以上です。

○議員（米山 知子君） いろんな基準とかをクリアすべきとすることは、それぞれの申請者ですが、例えば、この町内でのいわゆる必要数、この地域密着型の介護施設をどれぐらいの人が必要とされるか、ニーズですけども、それと、こういう施設の数、定員に対してのバランスということに関しても、町はやはりタッチするんでしょうか。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） ただいまの米山議員の質問にお答えいたします。

タッチするという表現は私もちょっと理解しにくいんですけども、一応町のほうで介護計画というのを3年に一度策定するようになっておりますので、その中でこういう施設の加重について検討重ねて、その計画の中にうたって必要であれば、そういう誘致するというか、そういう形をとっていきうようになっていくというように存じております。

○議員（米山 知子君） 現在のところはグループホーム、それから小規模多機能にしても、そうニーズがあふれるほどというようなお話は聞いておりませんが、町内在住、住民票があるということがこういう入居の条件のはずなんです。で、これからのやっぱり増えてくるであろうこういう介護者のことを考えると、やはりこういう施設というのは、やはり今度ふえていく可能性が非常に大きいと思います。

そのときに、あらかじめ計画を立てておかないと、必要性、ニーズが出てきてから計画をするということでは、そこにやはり、2年とか3年とかの年月がかかりますので、即対応というわけにはいかないと思います。ところが、こういう介護が必要になってくるケースは、ほんとに明日から困るというようなケースがほとんどではないかと思っておりますので、非常にこう予測ということが大事なことになってくるんだと思うんですね。

町長の方針の中に医商連携ということが言われましたが、こういう施設というのも、ニーズがあって施設ができれば、雇用の機会という雇用の場の提供ということには十分あり得ると思っておりますので、町内のいわゆる要介護者がどのように推移していくのか、で、この人たち

がほんとにこういうグループホームとか小規模多機能を利用するような可能性があるのか、そういう予測的なことを十分にアンテナを張りながら、町内のこういう介護施設の充実というのを考えていっていただきたいと思いますが、その辺は可能ですか。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) ただいまの米山議員の御意見にお答えします。

先ほども申し上げましたように、この介護計画というのは3年に1度策定をし直すようになっております。次年度の予算でまた計上いたしましたけれども、ニーズ調査をその前の年に行いまして、その結果をもって、次の年に27年度からのまた介護計画のほうの中に反映していくという形になりますので、まずは25年度の計画の中にニーズ調査というのを入れておりますので、そこで出た結果によって、また次の介護計画の策定に結びつけていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山下 壽君) これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山下 壽君) 異議なしと認めます。従って、議案1号から議案第3号は文教厚生常任委員会に、議案4号から議案第10号は産業建設常任委員会に付託します。

日程第19 議案第11号「川南町新型インフルエンザ等対策本部条例を定めるについて」

日程第20 議案第12号「川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」

日程第21 議案第13号「川南町条例における用字、用語等の整備に関する条例の一部改正について」

日程第22 議案第14号「川南町重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正について」

日程第23 議案第15号「財産(土地)の無償貸付について」

日程第24 議案第16号「西都児湯障害認定審査会共同設置規約の一部改正について」

以上、6議案を一括議題とします。

これからこの6議案について質疑を行います。質疑ありませんか。

○議員(内藤 逸子君) 議案第15号について質疑をいたします。

財産の無償貸し付けについてですが、本議案は、山本小学校用地1,640平方メートルを友愛社に無償貸し付けの議案です。2点についてお尋ねします。

貸付理由ですが、山本、記念館、野田原保育所を廃止して新たに統合保育所の用地とするためって聞いていますが、3保育所を無用にするのも問題ですが、山本小校庭にする目的、

理由が安易で、友愛者の理念・理想へのエゴではないかという点です。友愛社の山本小校庭における幼小連携論は、空論であることは一般質問で指摘しました。

町長は、友愛社の考えで進めているわけではないと答弁されました。それなら現在の山本保育所活用、民有地の取得の努力もすべきではないですか。

2点目は、貸付相手の友愛者が、山本校区の全世帯に届けた保育所建設計画の図面と運動場の現状確保との説明に反することです。山本スポーツ少年団とソフトボール愛好会の町長への要望書について回答もなく、無視し続けています。その一方で現地の測量が強行され、友愛社が地区住民に配布した図面とは異なり、運動場に向かって17.5メートル東西幅20メートルに杭を打っています。

友愛社と協議の結果なのですか。この位置が、学校や地域住民にとって、どんな場所だとお考えですか。それと、この図面でいうのはまだ示されていませんが、示していただけないのでしょうか。お尋ねします。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの御質問でございますが、一般質問のときにも答弁させていただいております。

まず、運動場の件に関しては、広さ的にも問題なく、またそういうソフトボール愛好会、少年団、そういう方たちとの協議も終わって進めてるところでございます。アンケート、町の方針という形で進まして、今までも御相談をさせていただいて進めてるところでございます。

○議長(山下 壽君) 内藤君、いいですか。

○議員(内藤 逸子君) 図面をもらえないんですかというのはどうですか。

○教育総務課長(吉田 喜久吉君) 内藤議員の御質問にお答えいたします。

分筆後の図面の提供ということでございますので、また後で提出したいと思っております。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 3保育所関係者の理解を得る用地取得の協議や努力はされず、農振除外の不要など当初から山本小校庭ありきでした。理由の中に友愛社の理念に合わせて幼小連携のモデルと強調して、町民の批判をかわしてきたのではないですか。

友愛者の提言と図面説明ですが、友愛社が学校への保育所設置を期待する最大の理由に、ゼロ歳から12歳までの教育への画期的な挑戦だとしています。その教育とは学校教育ではなく共同の共育の文字です。ゼロ歳から小学校卒業まで一貫的な保育教育が行えるとか、保護者もゼロ歳から卒業まで同じ環境で過ごし、安心できるなどと、山本小学校には見当違いの目的を全世帯に届けました。

そして、この図面を全世帯にも届けて説明しています。運動場の現状確保とここにも書いています。町が測量を強行し、提案される1,640平方メートルの用地は、その図面にも運動場の現状確保にも反すると思っております。

本議案は、まさに友愛社の誤りと町民への説明違反を擁護する議案ではありませんか。い

かがですか。お尋ねします。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) ただいまの内藤議員の御質問にお答えいたします。

これは一般質問でもあったかと思えますけれども、友愛社さんの理念を地元のほうでお伝えしたということは伺っておりますけれども、前から言いますように、その理念に基づいて今回の計画をし、また今回の立地条件をつくっているわけではございません。

これ勉強会でもお伝えしたとおり、この今回の事業につきましては、3保育所の統合した保育所が、この山本小の校区内に立地するという条件下で進めておりまして、これにつきまして、ただいま言われましたような友愛社の理論に基づいた附帯的な施設とか、そういうことについては、これは後で予算の中で出てきますけれども、国のほうもそういうことは認められませんので、今回の補助対応になるのは、やはり保育施設ということでの補助をするということとなっておりますので、それに基づいた建設の案が出されているようでございます。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 町と友愛社の山本小校庭利用の目的が、町民を欺くのは明らかです。記念館や野田原の乳幼児も集めた山本小校庭保育所が、0歳から12歳までの幼少連携保育などあり得ないことです。

多目的事業への町の政策もありません。保育所の目的です。さっきも言われましたけど、運動場の北側スタンドを越えないとした町の現地説明、友愛社みずからの提案を破るものです。運動場の象徴的な野球バックネットや地域と結ぶ通用場所を簡単に民営事業者に明け渡してよいでしょうか。

運動場の現状維持については、町長はトータルとして考えるなどと、友愛社保育の優位性を強調してきました。その根拠は崩れました。山本地区の交流親睦の場所、運動場の南北2面を使って行うソフトボール大会も運営できなくなると関係者は嘆いています。

町長は、基準の4倍の広さなどと繰り返し答弁されますが、開校当時300人以上いた生徒数が今4分の1に減っています。農村部の残念な現状ですが、住みよい環境や公営住宅の配置などが定住対策こそが必要です。生徒数が減っても、地域住民にとっては大事な共有財産です。戦後、開拓用地を提供し、PTAの奉仕で拡張した学校です。地域のスポーツ交流の場所、憩いの場所でもあります。

1億2,000万円余もかけ、中央部のスポーツ施設をたたえているとき、辺地における数少ない活動の場を平気で見捨てる川南町ではないよう要求しておきます。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 異議なしと認めます。したがって、議案第13号及び第15号は総務常任委員会に、議案第11号から第12号、議案第14号及び議案第16号は文教厚生常任委員会に付託します。

しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前10時05分休憩

.....
午前10時15分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。

日程第25 議案第24号「平成25年度川南町一般会計予算」

日程第26 議案第25号「平成25年度川南町国民健康保険事業特別会計予算」

日程第27 議案第26号「平成25年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算」

日程第28 議案第27号「平成25年度川南町営農飲雑用水事業特別会計予算」

日程第29 議案第28号「平成25年度川南町下水道事業特別会計予算」

日程第30 議案第29号「平成25年度川南町介護認定審査会特別会計予算」

日程第31 議案第30号「平成25年度川南町介護保険特別会計予算」

日程第32 議案第31号「平成25年度川南町後期高齢者医療特別会計予算」

日程第33 議案第32号「平成25年度川南町水道事業会計予算」

以上、9議案を一括議題とします。

これから本9議案について質疑を行います。質疑ありませんか。

○議員(川越 忠明君) 議案第24号「一般会計予算」ページ63、2款1項の定住促進事業の4つぐらい事業があると思うんですけども、この中の婚活事業に対してちょっとお聞きしたいと思います。これは、結婚を希望する男女に出会いの場を提供し、本町のPRを行うと、本町出身で都市部で活躍するシェフを招聘し料理教室を開催するということが書いてあるんですけども、これについてちょっと具体的にお答えできればと思います。

それから、ページの93ページ、山本地区保育園建設助成金について、1億2,675万円ついてるんですけども、これの内訳をお願いしたいと思います。

それから次に、口蹄疫埋却地再生活用対策事業の、これはページが37と歳出の125ページの中に2億8,114万7,000円がついてます。これもちょっと具体的にお聞きしたいと思います。

それから、衛生貸付金元利収入。これは、収入のほうでページ42と歳出のページ113にあります。19款3項、この件についても、これは歳入の42ページの貸付金元利収入の中の衛生貸付金元利収入の中の宮崎県環境整備公社の747万9,000円、これの内訳をちょっとお願いしたいと思います。

○総合政策課長(永友 尚登君) 今回、議案で提案しております婚活事業であります。一般質問でありましたように少子高齢化ということで、定住促進を25年度でということで、若者の出会いの場として本町出身の有名シェフによる料理教室ということで、後のほうで一

部関連するんですが、115ページの5款1項1目の緊急雇用創出事業の中の川南町広報PR強化地域活性化事業、こちらとタイアップといたしますか、一緒になってする事業でありまして。

結論から申し上げますと、この中にありますように、そういった有名なシェフをお呼びしまして、男女の出会いの場を提供するという事で、講師の招聘経費が30万円、旅費が24万円、印刷・製本費、広報関係ですが、ポスター・チラシ等が30万円、それから消耗品関係が10万円、それからそういった食材費関係としまして、原材料費として10万円、それが104万円の事業費と。

それと、先ほど申し上げました緊急雇用創出関係で、テレビ・ラジオ等での一部この部分とタイアップしまして、この緊急雇用創出事業のほうは、年間通して川南町をPRしていくわけですが、一部この婚活事業とも一緒になって、そういった婚活事業についてのPR促進をテレビ・ラジオ等を通じて、まあ募集も含めてですが、行っていく事業となっております。

以上です。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) ただいまの川越議員の93ページ、山本地区保育園建設補助金について御説明申し上げます。

この補助金につきましては、友愛社が25年度に建設いたします山本地区の保育園に関する補助でございまして、内訳といたしましては、総事業費が建設費用1億8,000万円、それに伴う設計を900万円と計上して申請をしております。

この中で補助対応額になるのが、建設費につきましては1億6,000万円、設計費につきましては900万円ということで、これのそれぞれ義務負担といたしまして、国のほうが4分の2、町が4分の1、残りを友愛社という形になりますので、27ページに計上してまず歳入で国庫補助金といたしましては、建設費の8,000万円と設計費の900万円の半分450万円を合わせました8,450万円を国庫補助金で対応いたします、町の持ち分といたしましては、その半分であります4,225万円ということです。それから、友愛社につきましては、プラス2,000万円、6,225万円という配分で予算が成り立っていきます。その中で、国と町の分を合わせました1億2,675万円が今回の計上でございます。

以上でございます。

○農林水産課長(押川 義光君) 川越議員の御質問にお答えいたします。

37ページの歳入のほうと、ページ125の口蹄疫埋却地再生活用対策事業でございしますが、これに関しましては、平成24年度に本町議会、川越議員も含めてでございますが、本町議会あるいは1市5町の首長様方、精いっぱい陳情いただきました。その結果、結実いたしまして、国・県の費用負担のもとに、口蹄疫埋却地の再生活用対策という事業が組まれまして、その金額を全額受け入れまして、本町で事業実施をするというものでございます。

3年間に分けて事業実施の予定でございますが、一応、本年度6割に相当します19.831ヘクタールをこの予算で整備いたすものでございます。もちろん全額、国と県からの負担でござ

ございます。

あわせて、この事業の内訳につきましては、県が本年度、24年度予算で設計委託をしております。その設計に基づきまして、本町が25年度において事業を実施するということになっております。本年度6割、来年度3割、残り最終的には1割ということで事業実施していくと、3カ年計画ということでございます。

ちなみに、歳入と歳出で1,000円の差がございますが、これは補助事業関係の調整の関係で1,000円の支出のほうを多く記載しておるところでございます。

以上でございます。

○環境対策課長（三角 博志君） 川越議員の御質問にお答えいたします。

42ページ、43ページの19款1項2目衛生貸付金元利収入及び歳出のほうの112ページ、113ページ4款2項1目塵芥処理費の中の歳出の貸付金747万9,000円、こちらは、宮崎県環境整備公社のほうに貸し付けるものでございます。

内容としましては、エコクリーンプラザみやぎき浸出水調整池の補強工事費貸付分として、年度当初に貸し付けまして、年度末に返していただくというような内容のものでございます。これは浸出水の調整池の漏れ等がございまして、それを補強するための工事として行われておりましたが、平成22年度に一旦完了しまして、町の貸付金として平成22年度より始まりまして、当初599万円ということでスタートをいたしました。

ところが、その後追加工事等が発生しまして、23年9月議会におきまして148万9,000円の追加費用が求められまして、それと合わせて747万9,000円を貸し付けているという状況でございます。

以上です。

○議員（川越 忠明君） まず、婚活事業の件であります。これは今回限りですか。それと、この出会いの場、わかりやすく言えば、見合いの場所とかいうふうに頭に入れてもいいのでしょうか。それと、これは年齢に差はないんですか。例えば1回結婚しても今（笑声）いろいろあると思うんですよ。まあ、その辺をもうちょっと具体的にお願いいたします。

○総合政策課長（永友 尚登君） 今回御提案させていただいております定住促進事業につきましては、やはり1年で終わるとかそういった中身では、なかなかその事業の目的は達成できないと思っておりますので、一応、事業の目安として3年を計画してるところであります。

それから、年齢についてということですが、やはり、かなり今晚婚化が進んでおりますし、農村部でも結婚されない方がかなりいらっしゃるというのは、これは本当に深刻な状況だと思っておりますので、そこら辺の年齢制限等は設けなくて、やはりこれは本人のそこに参加していただけるか、いただけないかという部分になろうかと思っておりますので、その参加については、任意に計画したいと思っております。

以上です。

○議員（川越 忠明君） この補助金の内訳も聞いたんですけども、今伺いますと総事業費が1億9,800万円ということで、これで今回1億2,675万円の補助金の件です。内訳が、今聞くと国が今回8,450万円と、そうすると町が422万5,000円と、そうなるとその1億9,800万円からこの1億2,675万円を引いたら、残りが友愛社でよろしいですか。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） ただいまの川越議員の御質問でございます。

1億8,900万円でございます、総事業費が。それから、今回出してる1億2,675万円を差し引いた6,225万円になるかと思えますけども、その額が友愛社の持ち分であるということで御理解ください。

○議長（山下 壽君） ほかに質疑・・・。

○議員（川越 忠明君） 3遍で終わったと（笑声）3遍した。（笑声）（「3遍した」と呼ぶ者あり）

○議長（山下 壽君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（濱本 義則君） 「平成25年度川南町一般会計予算」について御質問いたします。

ページの145ページになろうかと思えますけども、公園費として観光公園の委託料というのが上がってますけども、この観光公園というのはどこを指してるのかなということが1点。

それから、159ページになろうかと思えます。これは多分教育総務の款だったと思えますけども、10款1項2目設計監理委託料185万円が組まれております。設計監理をするというからには次に来る何かがあるかと思えますけども、その内容についてお伺いいたしたいと思えます。

それから、174ページ……

○議長（山下 壽君） 濱本議員、質問しよる内容が執行部にわからんそうですが、もうちょっと最初からやってくれんですか。

○議員（濱本 義則君） わかりました。それではページの145ページ、8款3項2目公園費として、観光公園管理委託料という形で予算が上がっております。この観光公園っての、私のあれかもわかりませんが、非常に……

○議長（山下 壽君） 何かページが違うんじゃないか。

○議員（濱本 義則君） 済みません。149だそうです。失礼しました。

この観光公園というのは、私は余り聞きなれない言葉でございます、ここはどこを指すのかなというのが、第1点でございます。

それから、ページ159ページ、10款1項2目設計監理委託料で185万円予算が組んでございます。設計監理ということになれば、次に来る事業があるかと思えますけども、その事業の内容についてお伺いいたしたいと思えます。

それから、174ページ、これ公民館費でございます。10款4項3目別館のエアコン設置が予定されております。このエアコンは別館全てなのか。それとも一つは、エアコンをつけた場合、電気代負担はどうなるのかというのが3点目でございます。

以上、とりあえず、よろしく申し上げます。

○総合政策課長(永友 尚登君) 149ページの観光公園委託料のことだと思っております。ここで言う観光公園の委託料につきましては、伊倉サーフィンセンター、青鹿自然キャンプ場、それから夫婦滝、中央公園の公園清掃と草刈り等の委託で予算を計上させていただいております。

以上です。

○教育総務課長(吉田 喜久吉君) 濱本議員の御質問にお答えいたします。

教育総務課関連、159ページにあります設計監理委託料ということでございますが、今は、小中学校の工事関係の設計監理につきましては、業務補助賃金ということで、1人雇用して今、設計監理をしていただいておりますが、その方が今年度までということで退任されますので、来年度以降につきましては、この設計監理委託料で、各小中学校の工事請負費並びに修繕関係の監理設計をするということでございます。

以上でございます。

○生涯学習課長(橋本 正夫君) 濱本議員の質問にお答えいたします。

別館エアコン設置工事というのは、別館、6館全てでございます。日本間のみ部分を想定しております。で、この電気料をどうするかということですが、コイン式の設置を考えております。

以上です。

○議員(濱本 義則君) 今のコイン式ですけども、例えば別館棟は地区の振興班の集まりとか、そういった者もお使いになると思いますが、そういったときも有料という考え方なのかちゅうのが1点です。

それからもう一つは、ページ184ページ、10款5項2目保健体育施設費、今の通常の運動公園の管理委託料というのが当然組まれて、ことしは840万円組まれているようでございますが、この中に高森近隣公園並びに屋根つき運動場も含まれるのかどうかということをお伺いいたします。

○生涯学習課長(橋本 正夫君) 濱本議員の質問に再度お答えいたします。

全てがコイン式のエアコンを設置した場合、地元の方の全ての会議について、これは、特定の方が、特定というか利用される方は全て取るように考えております。

それから、運動公園の管理委託料なんですけれども、これは高森の近隣公園も委託料に含まれております。

以上です。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(中津 克司君) 議案第25号「平成25年度川南町国民健康保険事業特別会計予算」についてですけども、昨年度に健康保険準備積立金の繰り入れ7,000万円しております。それと、ことしが7,400万円。基金残高が3,510万5,000円というふうに伺っておりますが、もう

後がない状況ですので、そこら辺について、今後、被保険者の負担、相応の負担というのが出てくると思いますが、そこら辺の考えについて町長の考えをお伺いします。

○町長(日高 昭彦君) 町民の負担ということですが、まあ最大限負担がないようにとは考えておりますが、やはり、そういうことがあってからでは遅いですので、基金も積みながら、そういう料金の値上げていうのも視野に入れながらの検討でございます。

○議員(中津 克司君) 議案第28号「平成25年度川南町下水道事業特別会計予算」についてですけれども、ページ2ページの歳入歳出予算のところ、まあ補正予算のところ、委員長報告で増加率が6.5%、61戸増えた、それによる639万2,000円の繰越金の減額があったというふうな説明がございました。

それで、去年は、平成24年度補正は使用料が4,300万1,000円ということになっております。ことしの計画が4,080万1,000円ということでございますけれども、この増加については、業者さんが推進して増えた分が増えたのか、上下水道課としてどういうふうな措置を講じておられるのか。まあ加入率について62%ということで、まだ半分を超えたばかりですので、そこら辺の考えをお伺いします。

○上下水道課長(新倉 好雄君) ただいまの中津議員の御質問にお答えいたします。

「平成25年度下水道事業特別会計予算」中、使用料、手数料につきまして4,080万1,000円計上しておりますが、件数につきましては1,000件分を計上しております。で、平成24年度補正予算でも提案させていただきましたが、平成24年度中に増加した件数61件を見込んでいますが、につきましては、ほとんどにつきましては、アパート等の新築工事が、非常に24年度は多かったということが主な増加の内容であります。

以上でございます。

○議員(中津 克司君) 担当課としてこの辺の普及率を上げるふう努力等は考えておられないかお伺いします。

○上下水道課長(新倉 好雄君) 再度、中津議員の御質問にお答えいたします。

下水道推進につきましては、毎年度、PR、広報等の活動は行っておりますが、平成24年度につきましては、目標としまして、事業所の加入促進のほうに力を注いでおりました。一般の方に関しましてはPR、広報は行っておりますが、私たちのちょっと努力不足で、なかなか今の合併浄化槽を更新して下水道につなぎかえるという成果につきましては、この61件中ちょっと今数字を持って来ておりませんが、6件ほどだったと思います。

以上でございます。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(竹本 修君) 2点ほど質問させていただきたいと思っております。

議案第24号「平成25年度川南町一般会計予算」の63ページの定住促進持ち家取得助成ということで、2,800万円ということでございますが、一般質問でもさせていただきましたが、これらにつきまして、補足説明の中で定住促進持ち家に対しての目的を達成した者の助成す

る。

それから、40歳以下の場合につきましては、商品券として10万円のプラスという話の提案でございますが、それらにつきましては一つのこの持ち家とはどういうもので指すのか、まあ要綱等がありますのでわかるわけですが、そのあたりを教えてください。恐らく専用住宅かなというような気がしておりますが、そういうことの1点。

それからもう1点、議案第32号「平成25年度川南町水道事業会計予算」につきまして1点だけさせていただきたいと思うんですが、議案第32号の4ページの資本的収入及び支出の中におきまして、支出の資本的支出、建設改良費の設備工事費ということで、1億8,457万円ということで補足説明の中ではうたわれております。これらにつきましても、一般質問の同僚議員の中で質問等、答え等がありました。これらにつきましても、毎年2キロぐらいの更新の中で7年間で対処したいということでございますが、それらにつきましては、本年度につきましても、平成25年度は62%の増ということで提案されてますが、本年度のこの8,200万円につきましても、どのようなメーターの更新になるのか教えてくださいと思います。

以上です。

○総合政策課長(永友 尚登君) 今回御提案申し上げますこの持ち家取得助成金交付につきましては、いろんな細部について難しい部分があります。まず、例えば持ち家といいますが、中古住宅があったりとか、それから建て売り住宅があったりとか、店舗併用住宅があったりとか、いろんなケース・バイ・ケースがあります。それと、中古住宅におきましては、金額には何百万単位から、中古住宅であっても何千万単位というのももちろんございます。

そういった中で、余り全てについて50万円適用しますと、今度は税の関係じゃないんですが、逆申請といいますが、補助額に対して補助率が逆転する現象が起こってきます。ですから、安い中古住宅を買って、その部分について50万円出しますと、補助率が大変大きくなってまいります。そういった関連も含めまして、一応、補助につきましては500万円以上の物件に対しての補助になります。それで、500万円以上につきまして5%相当額を補助する。それで50万円が上限というような内容になってまいります。

それと、先ほどからありますように、この中につきましては、4月1日以降の契約に対して助成するわけですが、そのほかにも、例えば身内といいますが、親族からのそういった贈与といいますが、そういった売買についてもありますと、これはどこかでラインを引かないといけないというようなこともございます。ですから、2親等以内の親族からの住宅購入については認めないとか、いろいろなそういった要綱については、細部については入れさせていただいております。

このほかにも、先ほど言いましたように店舗併用住宅もあるでしょうし、それから、住宅建設といいますが、自分の敷地内に増築した形もちょっと新築にちょっと微妙な部分も出てくるかなと思います。そういった部分で床面積も50平米以上とか、その内容につきましては

は台所、便所、浴室、玄関及び居室、それから独立して生計を営むことができるよとか、いろんな細部につきましては、要綱で定めさせていただいております。

それから、もう一つありました10万円の商品券ですが、やはり定住促進につきましては、基本的にはやはり町外から定住を図るということが第一目なんですけど、そういった方に町内での買い物、そういったことに親しんでいただくとか、まず町内で買い物をするっていうことに促進しようということの大きな狙いがありまして、あえて商品券で地元の購買力を推進するという意味で、40歳以下の御夫婦であった場合には、10万円の商品券で定住プラスそのプラスアルファ分を設定しております。

以上です。

○上下水道課長（新倉 好雄君） ただいまの竹本議員の御質問にお答えいたします。

議案第32号中、議案書18ページの資本的支出、設備工事費のうち工事請負費の内容につきましては、工事請負費1億5,802万円を予算計上しておりますが、中身につきましては、石綿管更新工事、5地区と鋼管、鉄の管の老朽管の更新工事を1地区、合わせて6地区で1億870万円、それと非常用発電機、そのほか老朽した計装設備の予算といたしまして4,932万円、合わせて1億5,802万円を計画しております。

中でも、一般会計でも御指摘があったんですけど、老朽低耐震性管の更新につきましては1年間2キロ以上を目標に、目標年度までに更新が完了するように進めたいと思っておりますが、あわせて、安定した水を供給するために、老朽化した計装設備の更新も並行して進めていかないといけないと思っております。平成25年度につきましては、低耐震性管につきましては、延長にいたしまして約2.8キロメートルを更新予定でございます。

以上でございます。

○議員（竹本 修君） 水道関係につきましては、それで結構でございますので、推進方をひとつ年度ごとにやっていただきたいと思っております。

最初に申し上げました25年度予算案につきましてはの定住促進持ち家取得の助成事業なんですけど、先ほど説明がありましたように、非常に整理上っていいですか、専用住宅の中でもいろいろケース・バイ・ケースがありましてということで説明されましたが、一応、専用住宅につきましては、中身は、一つはフロア、トイレ、炊事場というものがなければ、住宅として成り立たないというのが固定資産の根拠だろうというふうに思うわけですが、先ほど言われましたように、旧住宅といいますか、そういったのを取得する場合とか、いろんなケース・バイ・ケースが出るだろうというふうに思います。

それともう一つは、ちょっと私が一番心配してるのは、今現在で、移住者につきましては、それだけのものが整理ができると思うんですけど、現在川南町に定住されまして、その中で持ち家等なるものを増築、それか新築とかいろんなケース・バイ・ケースの中で考えるのが、一つは、家族の核家族を招くんじゃないかというのが一つございます。そういうことを考えていった場合に、せっかく地区の分館なら分館ていうか、地区にみんな入っていただくよう

な施策をとりながら、こういった住宅の助成事業になってということが発生しますと、核家族になるんじゃないかというような気がしております。

そこに一、町長じゃございませんけど、ちょっと言葉が悪いんですが、個人というものが少し考えられるというふうに思います。そのあたりの考え方というものをちょっと最後にお聞きしたいと思うんですが。

○総合政策課長(永友 尚登君) この持ち家取得の助成について、金額は50万円です。この分で、もちろんそういった定住促進、町内の方が町内に住むとか、町外の方が川南町に家を建てたりとか購入していただくというのは、これはもう願ってもないことでありまして。今言われました核家族化の問題につきましては、これはもう、今、全国的に言われてるように核家族化はもう現実に進んでおります。これと個人の問題とは、またちょっと問題がかなり違って来るんじゃないかなと、大変失礼かもしれませんが思います。

今年度、地域づくりという言葉で私どももですが、職員も含めまして、個人という表現とか未加入世帯というくりじゃなくて、なるべくその区の人というような表現で、個人解消とかそういう表現じゃなくて、なるべく地域づくりていうか、そういった前向きな表現でそういった改称ていいますか、そこら辺のところをちょっと検討ていいますか、進めておるところでございます。ですから、核家族化の問題は、この部分についてイコールかどうかというのは竹本議員の御見解なんですけど、私としては、そこら辺は進むものではないんじゃないかなと思っております。

以上です。

○議員(竹本 修君) 私が何でそこを話しますかっていうのは、私もいろんな各家庭に回ってみますと、非常にじいちゃん、ばあちゃんじゃないけど、そういった母屋からちょっと離れたところの居住地ていいますか、そういったものが見受けられるんです。

その中におきまして、今、いろんな連絡等ていいますか、各家庭に防災無線等が設置されてますが、それらにつきましても1戸当たり1個という話でございまして、このじいちゃん、ばあちゃんじゃないけど、2つにはできないのかという話もされます。まあ自分そこにはそういった形がないのだがということで、しかし、それは個人的に要望すればできるんですよ。ただし、自己負担ということで聞いておりましたので、その旨で話しておるんですが、違いますか。何個でもいいんですか。防災無線、ですから、1世帯の中で何個もいいていうことになるわけですか。(発言する者あり) (「2個までとかあるんじゃないですか」「基本原則は1個やろ」と呼ぶ者あり) (発言する者あり)

まあ、私のそういった勘違いであれば、そこは勉強させていただきたいと思いますが、核家族といいますか、そういった形の中にもう一つ心配するのは、そういった世帯がふえるということは、災害に弱いんじゃないかというのが一つ、防災無線をそこで言いたかったんですが、そういうことが発生することもやっぱり考えていただきたいなということを申し述べて、質問を終わる予定なんですけど、先ほどの件につきましては、再確認をさせていただき

たいと思います。

答えは結構です。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(徳弘 美津子君) 議案第24号「平成25年度一般会計予算」の中で3点ほどお伺いいたします。

まず、99ページの3款民生費2項児童福祉費5目児童館費の放課後児童対策事業の委託料131万5,000円の内容、時間帯などの内容と、これは東小児童に対する放課後児童クラブだと思うんですが、この委託先をお教えてください。

それから、107ページ、4款衛生費1項保健衛生費3目健康増進事業費として1,974万1,000円計上されておりますが、その中では、食生活改善推進委員活動謝礼として20万円計上されております。先ほどの補正予算の中でも質疑がありましたが、今後、検診率の向上を目指す中に特別な予算が見られておりませんので、これは、このまま現在の保健師による啓発でいくのかということをお教えてください。

それから、171ページ、10款4項1目社会教育総務課の放課後子どもプラン事業576万円の予算ですが、この事業は国、県、町が3分の1ずつ出し合い、放課後に子供が安心して活動できる場の確保を図り、児童の体験活動を行うという事業です。各小学校に、4月に3年生から6年生までに募集をかけて、24年度においては5校で45人となっております。毎週水曜日放課後と夏休みにアドバイザーとともに、さまざまな体験学習をされたようであります。24年度は36回、各5校で行われております。

事業名は放課後となっておりますが、週1回では児童クラブではなく、やはり実質は子供の育成を目的にしています。このような事業の取り組みでリーダー的な人材が育つものだと考えますが、教育長はこのような事業の取り組みに対してどのように考えていらっしゃいますでしょうか。ニューフロンティア教育研究会もあります。学校側にこのような事業を認識してもらっていらっしゃいますでしょうか。また、この連携を図ることは可能でしょうか。

○議長(山下 壽君) しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前11時00分休憩

.....
午前11時10分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) ただいまの徳弘議員の御質問にお答えいたします。

まず、99ページの放課後児童対策事業につきましてでございますけれども、この時間帯につきましては朝の8時から6時までということで御理解いただきたいと思います。

委託先につきましては、この予算がおりました後に選定をして委託するという形になると

思います。現在、決まっているわけではございません。

それから、170ページの食生活改善推進員活動謝礼にあわせまして、健康増進活動についての予算がほかについてないのかということと、どういうことをされるのかということの御質問かと思えますけれども、これは町長の所信表明の中にもあったように、なかなか職員だけで解決できる問題ではないという解釈をしております、もちろん職員、また保健師、我々職員の活動の増進並びにそういう精神的な活動を啓蒙していくという意味で、今後、予算等が必要なものにつきましては、随時お願いをしていきたいと思えます。

以上です。

○教育長(木村 誠君) 徳弘議員の質問にお答えします。

放課後子供プラン事業についてですけれども、23年度は30名、今年度は45名ということで若干増えてるんですが、これは、募集は学校を通して行っております。

スポーツ少年団等の関連で、なかなか参加希望が少ないわけですが、文科省は空き教室、あるいは公民館という形で場所は言ってるんですが、なかなか空き教室、切り離れた状況であればいいんですが、やっぱり学校の中で放課後ということで、近くに別館があるという状況に別館を使用する機会があるということでもあります。

それから、いろいろな内容につきまして担当のほうで写真等撮りまして全学校の分を保護者にも伝えておりますので、内容としては、私も十分把握はしておるつもりなんですけれども、会場になかなか出向いてということはありませんが、最初と最後は全員と顔合わせはしております。

以上でございます。

○議員(徳弘 美津子君) 放課後児童対策事業委託料の131万は、まだ何も決まってないということで。今、時間が8時から6時って言われましたが、放課後ではないんですね。例えば、どこか委託先、東小児童が対象ということなので、例えば東保育所の中でフォローするとか、そういう決定、何も決まってないわけですね、この事業に関しては。それから、見ていってください。

それから、健康増進事業の中の食生活改善員の謝礼という意味というよりも、先ほどから言うように、啓蒙するために、やはり保健師だけでやっていくことに限界があるのではないかなという思いがあるんですね。3年ほど前に文教のほうで長野県のほうに視察に行ったときに、佐久市とか行きましたけれども、そこあたりを見ると、やはり各地域に健康増進をするための人づくりをしているんですね。例えば、うちでいえば分館の中の役員さんに、そういう健康増進、健診を受けるための啓蒙をする人を配置をしているとか、やっぱりそういう啓蒙をやっていってほしいようになります。

先日、私も分館の定例会でも見たけど、分館長さんが一応言います、検診を受けてくださいと。ただ、もう一過性の中でやるだけなので、強い思いの中で言われないので、余り振興班長さんの中に、自分たちの問題として受け取らないわけです。やっぱり、そのためには各

地域にそういう人たちを配置するなりして、そのためにはある程度の予算を必要だと思うんですけども、そういう啓蒙活動もやっぱり必要ではないかなと思っております。

それと、放課後のことで、教育長の今の答弁によりますと、さまざまに子供に関する予算というのが出ております。例えば、総合政策課が持っている人づくり交流事業、これも学校に働きをかけて交流事業へ参加する子供たち——5年生か6年生かな——を募集しますね。それから、放課後子供プラン、先ほどのプラン事業もかけるけども、学校に対して募集は呼びかけていただくんですけども、呼びかけた後っていうのは全く学校との連携が見られない。

それから、訪問型家庭教育相談体制充実事業といって生涯学習課の3階のほうにいらっしゃいますが、そのアドバイザーの方たちの学校との連携も、どこまで見られているのか。

例えば、今、山本小学校の中に幼小連携というものがありますが、その町が今取り組んでいる事業と、うまく学校側とコンタクトをとっていただく立場であるのは、やっぱり教育長だと思うんです。さまざまな予算が各課にわたっておりますので、やはり教育長が認識していただいて、子供に関する予算があるときにどうやって使えるか、人をどうやって動かしてやっていくかっていうことを広く見地してもらって、ぜひ有効に町の予算を、学校側と連携をして使っていただきたいと思います。

来年度から、これも余談ですけども、文化ホールで鑑賞授業があるんですね。今までは、各学校で、小学校、中学校分かれて文化ホールで取り組んでいたんですが、25年度からは各学校の希望に沿った鑑賞っていうことになっているみたいです。それは、場所は結局、文化ホールを使うのではなくて、各学校の体育館を使うというふうに聞いております。せっかくある施設を、各学校に結局振ってしまう。文化ホールがない時代の昔に戻ってしまうわけです。

それは、なぜかという、学校側がそれぞれの学校の思いの中の鑑賞をやりたいということでもいいんですけども、やはり町としては、こういう鑑賞をしてほしいという思いの中で、やはり統一した見解の中で、小学校は小学校の鑑賞、中学校は中学校の鑑賞で、せっかくある文化ホールを有効に使っていただく。今やってるのを見ても、町がやっていることを学校側とうまく連携がとれてないような気がするんです。そこあたり、教育長としてどのように考えていて、今後の方針の中で何か生かせることがあればお聞きしたいと思います。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) ただいまの徳弘議員の御質問に、再度お答えいたします。

まず、放課後児童対策事業につきましては、先ほど申しましたとおり、一応打診はしておりますんですけども、現在予算化されているわけではございませんので、決定はまだできないという段階でございます。この予算を通していただいた上で、打診しているところについて再度案内をして、複数であれば入札する形になりますし、一つの場所しかなければ、そこをお願いするという形になろうかと思っております。以上です。

それと、107ページの食生活改善推進員に絡んだ地域の健康増進に対する役員づくりをしたらどうかという御提案でございます。私もそういうふうに考えておりますので、来年度の

中で、できるだけそういう形にできるように図っていきたいと思っております。

以上です。

○教育長(木村 誠君) 徳弘議員の質問に再度お答えいたしますが、人づくり交流事業等もまさにおっしゃるとおりで、ホームステイが受けられる家庭を優先してというようなどころもありまして。昨年も私、10名一緒に陸前高田市に行きましたけれども、学校側が知つとれば事前に指導ができたという校長からも話がありましたし、そこあたり来年度の夏は、できたら私は——要望として伝えてるんですけども——学校の職員も入れてほしいと、すると生徒指導面もかなりきちっとできるんじゃないかというような思いもありますから、そこあたりは連携が足りなかったということはあると思いますので、しっかりそこあたりの連携を図っていききたいというふうに思っております。

○議員(徳弘 美津子君) ぜひ、川南カラーの、木村教育長カラーで川南の小学校、中学校というものを、特色ある学校づくりを、ぜひやっていただきたいと願っております。答えはいいです。

ありがとうございました。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(米山 知子君) 議案第24号平成25年度川南町一般会計予算の先ほどから出ております62ページ、63ページの定住促進事業の中のことで。これは、定住促進事業に今年度初めてこういうふうに取り組みされたということは、本当に私としては川南町遅かりしと、ようやく取り組んだなということで非常に評価をしたいと思えます。

ここでちょっと細かいことですが、2番目の新婚家庭家賃助成事業、これは本当に言葉ですけども、新婚という定義はどのように解釈をしたらいいのか。悪いことを考えれば、一旦離婚して再度、もう一遍同じ人と結婚して、また新婚で入ってくるということもあり得ないことではないし、現実にとっかでは聞いた話でもあるんですね。ですから、この新婚ということの定義についてどうお考えになったのか、これ簡単ですから、それをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それと、2点目が環境対策課のところ、ごみの負担金のところで処理費用、焼却ごみの予算が、相当去年よりも増加しておりますという説明でした。この中で、ごみ減量の——予算書の113ページです——負担金補助で相当増えておるということで御説明あったんですが、この中に恐らくごみ減量化推進員という人たちをそれぞれ委嘱してらっしゃると思うんですが、謝金が計上されております。このごみ減量推進員の活動について、以前からある委員さんですけども、こういう方たちが本当に十分に活躍されているのか。活躍されて、なおかつ活躍されているにもかかわらず、焼却ごみ、いわゆる分別がなかなか進まなくて、かえって焼却ごみがふえ、負担金がふえているのか。その辺の減量推進員の方たちの活動について、前年度の一私、好きな言葉ですけども一検証、見直しをされて、その間、今年度はどうしてほしいという新たなことをされたのか、考えられたのかということです。

それともう一点は、「スポーツの町、川南」、スポーツランド構想ということ町長がうたってらっしゃいますが、この実施計画書を見て、中身についていろいろ企画を見たときに、例えば川南町体育協会とかスポーツ少年団とか、ほとんど毎年同じです、企画が。この企画で、毎年同じ予算でやって、果たしてこのスポーツランド川南を構築していくことができるのかどうか。やはり、ここで発想の転換というのが必要じゃなかったかなと思います。

例えば、分館親善バレーボール大会、これはもう何十年も前からしている事業ですけども、これが年々やっぱり参加チームが少なくなっていると。それは地域の高齢化ということが、これはやむを得ないことだとは思いますが、こういう分館対抗バレーボールというのを整理できないか、あるいは町制施行のスポーツ大会ありますね。各種いろんなスポーツイベントはしてるんですけども、従来どおりの企画のまま、整理しないままにスポーツランド構想ということ打ち上げて、なかなか進んでいかないんじゃないかと思えます。本当にスポーツランド構想を進めていくのであれば、従来の事業をもう一度きちんと整理して、本当に参加が難しくなっている事業であれば整理をすると。そして、新たにどういうことを取り組んでいったらいいか、そこに予算を使うと、そういうことを実際検討していただきたかったんですけども、残念ながら25年度の予算では、そういうことが余り見受けられません。

このあたりについて、生涯学習課長に対して、そういう体育協会、あるいはスポーツ少年団の計画の内容、それと色々な分館対抗行事についての検証、今後の考え方、そういうこと。それから、スポーツランド構想を実現するに当たっての町長の考え方をお伺いいたします。

○総合政策課長(永友 尚登君) まず、新婚家庭家賃助成の交付なんですけど、新婚の定義って本当おっしゃられるように大変難しいです。戸籍関係もかなり難しいと思いますが、夫婦というか、ことしの4月1日以降に婚姻届を行った世帯に対して、そういった4万円以上の方に助成しようと思っております。

ただ、助成につきましては、最高で5,000円なんですけど、先ほどもありましたように4万円を超えますと逆転現象が起こりますので、4万円以上で、例えば5万円だったら4万円差し引いて1万円、その上限が5,000円という感覚でおります。例えば、4万1,000円だと5,000円補助したら3万6,000円になりますので、そういった感覚でおります。

新婚の定義は、再婚も、当然これを含みます。なぜなら、やはり全国的にも本県はかなり上位だったと思います。沖縄が、一番、離婚率が高かったかと思いますが、そういった中で、これは再婚についてはあると思います。ですから、4月1日以降の婚姻届を出した場合について、ただし同一婚については除外しようと思っております。

それから、昨年1年間に婚姻届を本町に郵送なりそういった形で出された件数は70件程度で、40歳以下につきましては、実質——これは予算設定時の想定なんですけど——30件程度になるんじゃないかなと想定しておるところです。

以上です。

○環境対策課長(三角 博志君) 米山議員の御質問にお答えいたします。

4款2項1目塵芥処理費、ページで言いますと112ページ、113ページの中のごみ減量化推進謝金の御指摘がございました。この内訳は、推進員の謝金としまして22名分の9万9,000円。それから、地域婦人連絡協議会のほうで行っていただいておりますアルミ缶回収費7万円、合わせまして16万9,000円を計上させていただいております。

先ほど御指摘がありましたごみ減量化推進員の方々の動き、そうしたものは昨年度から御指摘をいただいております、限られた研修会とか会議とかそうしたものの中で、なかなか我々の思うように十分動いていただけてないという部分もございますが、この1年かけまして、ごみの量全体が増えているという観点から、ごみを本当に減量するためには、例えば生ごみの堆肥化であったり生ごみの水切り、そうしたもの、それから草、木の枝、葉、こうしたものをできるだけごみに出さないような意識というものが、分別とあわせて重要であるというようなことから、そうした先進地であります小林市とかをちょっと見ていただく中で、意識をそうしたところにも持っていただくように行っているところです。そうしたところを、うまく来年度の25年度の活動に活かしていきたいと思っております。

以上です。

○町長(日高 昭彦君) スポーツランド構想を含めたスポーツの振興ということで、まず大きな視点から私のほうで答弁させていただき、後に生涯学習のほうで具体的な話をさせていただきたいと思っております。

まず、スポーツランド構想及びスポーツの振興ですが、大きく分けますと町内におけるそういう振興、もう一つは町外から呼び込んだイベント的な意味合いという捉え方もしております。現に町内のバレーボールの話が出ましたけど、そういうことを含めました取り組みについては行革の中でも見直しを図っております。それは、町民のために何がいいのかという視点からでございます。

まず、スポーツランドですが、当然交流人口をふやす。そして、できれば定住人口まで望みたい。一番は、やっぱり経済の活性化を望むということでございます。現在、多目的運動場の活用もテニス及びフットサル、いろんな形で今、申し込み等も来ておりますし、現に使っていただいております。

今後につきまして、合宿を含めて合宿に対する助成も町としても考えておりますし、地域総合型スポーツクラブですか、そういう視点も踏まえて、トータルとしてはスポーツがいかにかに経済の中に結びつくかという大きな点での町の捉え方ということで私は考えておりますし、具体的なことにつきましては生涯学習課に答弁させます。

○生涯学習課長(橋本 正夫君) 米山議員の質問にお答えします。

今までどおりで、何も変わっていないじゃないかということがありましたけれども、全体的には変わっていないということが見えますけれども、いわゆる分館バレーボール大会においては各地区の分館で、かなり今でも根強いバレーの練習をしていただいておりますし、1年間

に、一度、公園においてやる分館バレーボール大会は、ぜひやってほしいということで、この場面でも聞いております。分館バレーボールについては、やっているとございます。

今まで、さわやかスポーツ大会というのをやってたわけなんですけれども、これにつきましては、現状が分館の役員さんだけでグラウンドゴルフとアジャタっていうのをやってたんですけれども、役員だけが苦勞してやっていると。なかなか全体的な一般の町民の参加がないということで、これは辞めさしていただきまして。新たに、この町制施行記念スポーツ大会補助金というのがロードレースというのをやりたいということで、過去に川南町として分館駅伝大会とかあったわけなんですけれども、そういうのがなくなって2年、3年となるんですけれども。年末に町村対抗駅伝大会というのもありましたけれども、子供たちは一生懸命頑張っていたけど、一般のほうでなかなか底上げができなかったということで、そういった機会というか、そういうことをすることによって、参加しようと、その参加によって、また、この駅伝に対しても底上げができるんじゃないかということでそういう予算も組んだところでございます。

それから、先ほど町長も言われましたけれども、今スポーツランド構想ということで、屋内運動場、多目的運動場というのができましたけれども、今キャンプ中で、なかなか利用が困難にもかかわらず、その合間を縫ってフットサルとかテニスとか、ぜひ使わせてくれないかということで、キャンプ中のチームと相談しながら、そこ辺にやっていただいているところでございます。

体協とかスポーツ少年団の補助金が全然増えてない。何も、そういったところがやろうとしてない。スポーツランド構想といいながら、そこ辺の予算が増えていないんじゃないかということがありましたけれども、今の段階では、体協、スポーツ少年団には、そういった今の施設を大いに利用いただいて、そしてPR活動も一緒にしていただいて、いろんな大会を誘致していただくということをお願いしておりますし、それによっては、これから予算の底上げというものも考えていきたいと思っております。

以上です。

○教育長(木村 誠君) ちょっと補足をさせていただきます。

地域型総合スポーツクラブにつきましては、話がかなり進展してきたのが、去年の9月、10月でした。申請が10月の頭だったんですね。間に合わないということで、26年度に何とかスタートできるように、25年度の10月にはスポーツ振興センター、こちらのほうに申請をして、何とか26年度にはスタートしたいというふうに思っております。

それから、多目的運動場、先日はソフトテニスの研修、講習会を開いたんですけれども、2日目は西都市、それから東児湯の中学校、スポーツ少年団等の大会も行っておりますし、フットサルも6月に講習を兼ねた大会を実行委員会形式で開催するという形で話が進んでおりますので。また、サッカー場も3面になります。そういう団体に働きかけて、大会等ができないものかなというように考えておりますので、そういう形で進めていきたいと思ってお

ります。

以上です。

○議員(米山 知子君) 先ほどの総合政策課長に対する確認ですが、これは家賃の補助は、年齢制限はなかったんじゃないですか。ここには書いてないですね。新築のものに対しては40歳というのはあったんですが、家賃については書いてないので、新婚家庭にもその40歳以下の新婚というようなあるのか。後でいいです。

それと、確かにこれは非常にいいことなんですが、やっぱり助成をするときに、はっきりした線引きをしておかないと難しいと思うんですね。例えば、綾町なんかは、もうずっと以前から知ってますが、何円までの上限の家賃を決めて、それを出る部分の何割というような規定の仕方をしておりました。綾町の場合は、ですから、要項の中でそういうのを線引きをきちんとして、どなたからも言われたときに、ずっと、こういう基準ですよということが言われるように整理をしておかれる必要があるのではないかと思います。

それと、環境対策課長のお答えの中で、ごみ減量推進員については活動していきたいんだけどもということですが、これがやっぱり組織がいかに組織の力を使うかということだと思うんですね。各地区に1人ずついっちゃうということは、その地区でその推進員さんが、理解、認識をされているかどうかということにもつながっていると思います。1人の委員さんだけにいろいろ研修をしても、そこで終わってしまえば何にもならないと思うんですね。

ですから、各地域の中で、あの人が推進員だよと。推進員さんは、例えば地区の運営委員会などにも参加をして、現在のうちの地区のごみの分別はこれくらいですとか、あるいは川南町のごみの量はこれくらいですとか、そういうことを発言、報告をするような機会を持っていただくと、その地区の中で、あの人がごみ減量推進員だと。毎月、定例会などでそういう発言があれば地区の皆さんに浸透していくと、それが組織じゃないかと思うんです。1人の委員さんだけに、幾ら研修をしても、そこでとまってしまえば行動は広がらないと思いますので、ぜひ25年度は推進員さんたちに、そういう立場をつくっていただくように努力をしていただけたらと思います。

それと、3点目のスポーツランド構想に関してですが、町長が言われるように町民全部がスポーツを盛んにすると、これは健康にもつながることですし、スポーツランド川南ということの大きな目的にもなると思うんですね。もう一つは、言われるように経済効果を期待した上でのスポーツの活性化だと思います。

その中で、私になぜ、その体育協会とかスポーツ少年団を言うかといいますと、これが外からの人を呼び込む力になると思うんですね。例えば、今、課長が、既存のできた施設を使って大いに活動していただきたいと。ところが、施設を使うには使用料が要るんです。スポーツ少年団に、その使用料を負担させて、それで、なおかつ町のためのスポーツランド構想に一役担ってほしいというのは、ちょっと虫がよすぎるんですね。

ですから、そういう町の目的に合わせて活動していただくのであれば、スポーツ少年団、

あるいは体育協会が企画する、練習試合を企画したり、大会を企画したりすると思いますけれども、そういうことに関しての使用料はどうするかといったところを考えて、その辺の優遇をしていただくことが、スポーツランド川南の構築につながるのではないかと思います。そして、体育協会に加入している団体、それからスポーツ少年団、そういうところに対する補助にもなるわけですね。そういうところの考え方っていうのは、できないものでしょうか。

課長の話の中に、今後、予算の底上げをしておきたいというようなお答えがありましたので、そういうことを構築された上で補正予算とかで上がってくることは期待できるのかなという気もするんですが、そういうことに対してはいかがでしょうか。町長と課長と、お願いします。

○町長(日高 昭彦君) 使用料、いろんな地元にいる少年団に呼び水として、地区外の方を呼ぶ。御指摘のとおりだと思っております。使用料の基本的な考えにつきましては応分の負担をいただくということではありますが、何のためにそういうことをしているのかということを考えれば、やはりできることは、それなりに歩み寄るのも、今後の検討も必要かなと思っております。

以上です。残りは生涯学習課長に……

○生涯学習課長(橋本 正夫君) 米山議員の質問にお答えいたします。

補正でも上がってくるのではないかということなんですけれども、先ほど申しましたのは、そういった中途での補正でのことを考えてではありませんで、まずこの1年、こういった新たな施設ができたことによって、各体育協会の団体、それからスポーツ少年団それぞれ体育協会が19団体、それからスポーツ少年団が26団体あるんですけれども、そういった方々のこれから総会も開かれますし、これからどういったことをやるといった姿勢も見られます。そういった中で、また検討していきたいと思っておりますし、補正では考えてはおりません。

以上です。

○総合政策課長(永友 尚登君) 先ほどの年齢の御質疑ですが、これにつきましては、申請日現在におきまして、夫婦ともに40歳以下ということで要項ではうたっております。それから、金額につきましては、先ほども申し上げたように実質の家賃の部分から4万円を控除した額が、実質の控除額。ただし、上限5,000円ということで設けておりますので、8万円になっても4万円引いて4万円の助成するかじゃなくて、上限5,000円というようなこととなります。

以上です。

○環境対策課長(三角 博志君) 米山議員の御質問に再度お答えいたします。

御指摘のように、区の運営委員会等で推進員の方々が出てきまして、いろいろ御協力を求めるというようなことは非常に大切なことだと思っておりますので、そのような働きかけを、今後していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(河野 幸夫君) 議案第24号平成25年川南町一般会計予算の中で、85ページの3款民生費1項3目老人福祉費、町長杯ゲートボール四半的大会記念費4万円となっておりますけど、これについて、ちょっと詳しくお願いいたします。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) ただいまの河野議員の御質問にお答えをいたします。

この町長杯のゲートボール四半的記念品につきましては、町制施行記念の行事として行われております、ゲートボール四半的大会の記念品代を計上しているところでございます。これにつきましても、先ほど同僚議員からありましたように検討の課題としております。

以上です。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(河野 幸夫君) この町長杯にちょっと注目してるんですけども、他のスポーツ等で、この町長杯ということについて、可能なのか、町長にお聞きいたします。町長杯が、町長としてできますか。

○町長(日高 昭彦君) 個人的には何でもできるかと思っておりますが、実は寄附行為とか公職選挙法というのがございますので、個人的な分については、そこら辺と相談しながら決めたいという考えです。思的には十分あると思っております。

○議員(河野 幸夫君) これは、もう予算的な何は問いませんが、この町長杯となった町長の姿勢、そういったものに共感して地域住民の参加者が増えるんじゃないかと思えますけれども、そういったことで記念品とかそういうことは要求しないわけですよ。ただ、町長という名前をつけて町長杯何々大会としたら、ああ、町長は一生懸命そのことに対してやる姿勢があるんじゃないかと共感が起こるわけです。

町長杯何とか大会という何はできませんかということです。

○町長(日高 昭彦君) 本当に言われていることは十分わかります。私としても十分あるんですが、これは名前とかつけるとか、そういうことも公職選挙法の規制がございますので、できる範囲で対応ということで、今の答弁はさせていただきます。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(内藤 逸子君) 議案第24号です。一般会計予算についてですが、12ページの収入のところ、固定資産税が昨年よりも下がっているのは何でかという根拠を示してもらいたいということと、36、37ページの財産貸付収入についてもちょっと説明をいただきたいということ。

それから、支出についてですが、105ページの未熟児養育医療費というのが、今度初めて出てきたと思うんですが、これはどういうことなのかお尋ねしたいということ。

それと、123ページ、真ん中の農業後継者対策費ですが、昨年よりも予算が減っているんですが、減ったのはなぜなのか、新規就農・経営継承総合支援事業とのつながりがあるのかどうか、お尋ねします。

それと、151ページの消防費についてですが、非常備消防員についてですが、消防団員報酬243人と書いてありますが、川南町の定数は何名なのでしょう、お尋ねします。

○**税務課長（永友 好典君）** 内藤議員の質問にお答えいたします。

町税の固定資産税関係分でございますが、昨年と少し減っているんじゃないかということだろうと思えますけれども、相対的なことを見ますとそういう形になっております。中身的に見ますと、土地の分につきましては負担調整措置により自然増。あるいは、宅地開発が少し進んでるということで、若干の微増を見込んでおります。

それに引きかえ、家屋分につきましては、24年評価替えによります減少を少し見込んでおったんですけれども、それと新・増築分という形で見込んでおりましたけど、そこ辺が若干見込み違いがございまして減額をさしていただきました。

それと、償却資産等につきましては、現状資産の原価率と企業の設備投資が若干見込まれたということ、昨年より少し上向きに試算して計上さして、総体的に200万円ぐらいの減額を計上さしてもらったところでございます。

以上です。

○**総務課長（諸橋 司君）** 内藤議員の御質問にお答えをいたします。

まず、37ページの土地建物貸付収入の件なんですけど、土地につきましては塩付工業団地を宮崎ガスのほうに貸しております。太陽光発電の関係でですね。それから、商工会、町有林の土地の収入を723万4,000円計上しております。

建物につきましては尾鈴農業公社、自衛防、尾鈴土地改良区、それから観光協会に貸している分の予算を72万9,000円計上しております。

それから、151ページの消防団員の定数のお尋ねの件なんですけど、消防団員の定数につきましては243人でございます。

以上です。

○**農林水産課長（押川 義光君）** 内藤議員の御質問にお答えいたします。

123ページの中段でございますが、農業後継者対策の問題でございます。本年度の、この36万円の減額という部分につきましては、前年度からの新規就農者支援事業補助金、これが、ことしが1人の9カ月間、一月当たり3万円でございます。これを1人分、計上しております。一昨年度からの絡み等がございまして、ここの部分が大幅に減っていると、そういう関係でございます。

以上でございます。

○**教育総務課長（吉田 喜久吉君）** 内藤議員の御質問にお答えいたします。

先ほどの37ページにあります財産貸付収入でございます。教職員住宅410万4,000円の内訳としましては、まず校長住宅7戸分、3万円の7戸分として252万円、それから塩付南教職員住宅5戸あります。家賃が平均2万6,400円ということで158万4,000円の合計410万4,000円でございます。

以上です。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) 内藤議員の御質問にお答えします。

105ページ、未熟児養育医療費でございます。これは、読んで字のごとくでございますが、生まれた状態で未熟児で、ちょっと特別な医療の必要な方についての医療費でございますけれども、昨年度までは県の保健所のほうで対応していたものが、権限移譲以上という形で町のほうに補助が回ってきたところでございます。なお、割合につきましては、国県で4分の3、町が4分の1の負担となっております。150万円につきましては、一応5件分を予定しております。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 大体、今のお答えでいいんですが、最後の消防団の数なんですけど、定数に、じゃあ満たしてないということなんですかね、この消防団員の数というのは。

(発言する者あり) 同じということ。153で聞こえたものだから、済みません。いいです。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(児玉 助壽君) 113ページの、この西都児湯環境整備事務組合負担金等じゃけん、こりゃ、この前の全協の説明じゃ、この周辺地区の同意をとるための協力費が要るとか言いよったけんど、ここは町の負担が、こりゃ、どんくらいなつとね。まだ発生しとらん、発生すつとかしらんけど、これから発生してやったら、大体、伺いたい。

それから、あと2つはうちの所管関係じゃけんども、会計的になんじゃけんども、これ、19ページ、この分担金、79万1,000円分の負担先、何か、その相手方。43万、これは給水栓等散水施設の数、43万の。それから、この歳出になっちゃけんど、この121ページになんとよ。この分担金及び負担金の額が違うとよね、これ。43万と、79万1,000円が、逃げていっつとつとじゃけんどんよ、諸収入に入つとつとか言うじゃろうちゅや思うけんどんよ、どげなつとつとか知らんけんど、こういう会計処理でええと。

(発言する者あり)

127ページよ。ごめん、済みません。127ページね。127ページの、農地費にかかわるこの歳入とよ、今言うたところの、ここの数字がおうとらんとよね。

で、次に121ページ。この農業公社補助金、これは前は負担金ちゅう形で出とったっちゃわ、300万の、課長の話じゃったら、人件費の388万ちゅういよったかよ。この町の、これは、例規関係でよ、これ人件費の補助は、どうも俺は、出されんような感じがすっじゃけんどんよ、これ出すとよ、人件費の何を。こらあ、理事長をしとるつとやが町長は、これは、双方代理になつとやね、これ民法で禁止する。ま、そんで……。

○環境対策課長(三角 博志君) 児玉議員の御質問にお答えいたします。

112ページ、113ページにございます、4款2項1目塵芥処理費の中の、西都児湯環境整備事務組合負担金、1億8,385万4,000円のうち、火葬場建設にかかわる部分の金額は2,581万7,000円でございます。これは、今年度この火葬場建設費全体予算を6億5,936万3,000円ほ

ど、組合のほうで予算化……。

○議員(児玉 助壽君) いやいや、そんじゃねえと。その協力費の町の負担だけでいいと。そのふてことは言わんで。協力費よ。その余計な数字は要らんと。その協力費、その周辺地区のこの協力費……。

○環境対策課長(三角 博志君) 申しわけございません。周辺地区の協力費でございます。周辺地区の協力費は3地区に協力費を、単年度で1年限り払うということになっております。19地区に対しまして、西都市の19地区という地区がありますが、そこに……。

(金額だけいいと発言する者あり)

トータルは300万円でございます。

(「町の負担」「いやいや、トータルです」と呼ぶ者あり)

これは町の分がいくらというのが出ておりませんで、トータル、西都児湯環境整備事務組合で300万円でございます。

以上です。

○農村整備課長(横尾 剛君) 児玉議員の御質問にお答えいたします。

歳入の19ページの農業費分担金でございますが、県営土地改良事業の分担金というのは給水栓の実費、それから散水施設を15件分を見ておるところでございます。

それから、土地改良区分担金は、これは管理体制の予防保全事業というのがございまして、860万ほどで事業を行います。その5%分を、川南原土地改良区から納入していただこうと考えております。

それから、歳出でございますが、歳出の事業費でございますが、先ほどの予防保全事業は、先ほど言いました黒坂地区を予定しておりますが、227ページの工事請負費の……。

この79万1,000円といいますのは、もともと県営事業でございまして、131ページの上のほうですね、宮崎県営尾鈴北第一土地改良区負担金というところで、町が18.3%出しております。それから、宮崎県営尾鈴北第二地区負担金というところでも18.3%見ております。

(「違う」と発言する者あり)

(「充当先」と発言するものあり)

○農村整備課長(横尾 剛君) これの充当先は、これは分担金でございますので、そのまま充当ていうところではございません。これは18.3%を、県に町が負担しております給水栓、それから分担金の中に、議員が言われますような農家負担分が入っておりますので、それを開栓したときにいただく分と、導入したときにいただく分を見ておりますので、充当先は出しておりません。それ、そのままいただくということでございます。

ですから、先ほど私が説明しておりました、131ページの……。

(「79万1,000円しか出とらん」発言する者あり)

○議長(山下 壽君) しばらく休憩します。

午後の会議は1時からとします。

午後0時05分休憩

午後1時00分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。

○総務課長(諸橋 司君) 児玉議員から御指摘のありました、19ページの県営土地改良事業分担金、79万1,000円の充当先につきまして、御指摘のとおり充当漏れでございました、大変申しわけありません。

それで、10ページ、11ページの歳出の農林水産業費、これの歳出の分ですね、11ページになりますけど、特定財源のその他、その他の数字と一般財源の数字、それから当然歳出合計の数字が変わってきます。それと、130ページの特定財源その他、そこに充当の79万1,000円が来ますので、当然その分一般財源が減ることになります。

今の130ページと11ページにつきましては、訂正をして差し替えをさせていただきたいと思えます。

以上です。申しわけございませんでした。

○議長(山下 壽君) 児玉議員、そういうことで……。

○農林水産課長(押川 義光君) 児玉議員の御質問にお答えいたします。

121ページの中段にございます農業公社補助金の問題でございます。双方代理に当たらないかということでございますが、基本的に、双方代理の規定の中で、この民法第108条が規定しております、双方代理が禁止される趣旨という段階で、代理人の胸三寸でどちらか一方の当事者に有利や不利益がこうむるといふことがあるからそういうことを禁じているというくぐりでございます。

今回の件につきましては、当事者が不当に不利益を受ける危険性はないというふうな判断をしております。

ただ、議員が御指摘いただきましたように、双方代理の規定というのは十分認識しておりまして、当然先ほど民法第108条の規定に違反するような利益相反行為ということについては十分目配りをしてまいりたいというふうに思っております。

なお、この件に関しましては、議員も御承知のとおり、以前からの状況が非常に不透明であるということから、昨年度からこの部分を改正し、目に見える形で行うということにした経過でございます。あくまでも、23年度まではこの費用の人件費相当分を一般会計から負担していたということございまして、先ほども申しますとおり、不当に利益を与えるということでもなく、利益を受けるということでもないというふうに判断しておるところでございます。

以上でございます。

○議員(児玉 助壽君) そしたら、みとこ、よとこくらい差し替えるちゅう意味じゃね。これは補正で差しかえるちゅうことはいいけんどんよ、ただ、ここん数字ばかり合えばえ

えちゅうな考えを持つとるけんどんよ、これ説明じゃちゅうたけん、この議案を裏づくつとは、この説明じゃったあかいよ。

本当は、全部差しかえならんちやが。おまえ飯食う暇はねえとど、飯食いに出ていきよったが。この43万、今年の何を見つとよ、またこれは、末端の散水施設がこの上の北1区も数字がおうちらんちゅう説明じゃったわよ。まだ66基分が上げとらんちゅうなんじゃたわよ。これはこのままでやる考えじゃろうけんどんよ、このままで今度は補正でばんばん上げるちう。今15の4、そしたら今度は、これを全部今度は補正で上げたらよね、執行率は400%か、4倍になったわ、徴収率は400%になつとやわよ。そういう計算になりやせんか。

して、根拠のねえ歳入を上げんならんなつとど、補正になったら、今度は、66基分は。ほなら、ちゃんと歳入を上げとらん、これは、おまえ、あんたが言うた給水栓が10機、末端の散水施設が15件、それほずしか事業はできんとど、こら、この予算的には。そうなるじゃろ。

ほっじゃが、こんげな単純なミスで、平気で、数字さか合えばええちゅう考えじゃかいね。こんげな単純なミスして、差し替えばええちゅうような考えしとつちやろうがね。絶対。話聞け、副町長。この分しか事業はできんとど、43万分しか、今年度は。これ以上という補正でした分を上げたらよ、根拠の銭が補正に上がつてくつちやあがね、そうやろ予算ちゅうんは。

副町長は言いよった、当初予算に入るち言いよったわい、24年の分も。24年の歳入が入つてると、ここに。この24年も補正で末端散水が17、給水栓が100、この何じゃ、なつとるがよ、根拠のない銭が補正で歳入として上がつてきてよ、どげんして監査する。監査できるね、監査委員。監査できんはずじゃが。

ちゃんと歳入を仕事ほず上げてから初めち、執行率やら、そのなんが出てくるわけやろ。執行率400%ちゅうとはねえどどげんな事業でん。このいいかげんなことばかりしとるがよ。ちゃんとこの歳入を見込み額で上げんな、執行率は出てこんと。執行率は監査対象じゃろうね、費用対効果の。監査する必要がねえわ、これは、見込み額より4倍もの歳入額が上がつてきたらよ。ちと俺が計算が間違つとかもしれんけんどんよ、まあたまがるね。

あの農林水産課長が言いよったけんどんよ、この産業振興団体補助金交付要綱を見るとよね、この事業とか、やら、そんげなとこに交付するごつにやなつとるけんどんよ、人件費を補助金で賄うことになつとらんとよね。運営費とか、その負担金の補助はでてんよ、人件費を補助するようななんはねえとよね、俺が解釈じゃよ。300万の負担金が、そりや産業を振興するために必要なかもしれんけんど、大体は、町の執行職員がいて、その分の人件費も見らんならんとやねえかちゅうなんで、今、農業公社ん職員が独立した関係上で入つとるわけじゃかいよ、本来ならその負担金300万の中で、対応していかんなんとが、おらあ筋じゃちゅう思わつちやけんどんよ、そこ辺はどげん思うんねん。

総務課長のなん、俺はもうここで、俺に説明したなんがよ、とんでもねえ話じゃけんどん

よ、この議案と、これだけを議決するなんじゃねえっちゃかね、議会はね。これが議案じゃからこれでええちゅうけんどんよ、これ全部が、説明の何が裏づけたもんじゃかいよ、この裏づけたもんと、この議案書がよ、一体となったもんじゃわ、都合のええようなことばっか言うとならよ、じゃあ、こげんなんでん、あんたは今度この畑の關係の、この事業が終わった後、給水栓やら、末端の散水機をつけた分を、今上がつとる以外の、この43万以外の銭が上がってきたら、俺はどんな会計処理すつとかと思つとつとよね、歳入見込み額もねえとんよ、どんち上がってくつたがよ。

ほんの数字さか合えばええちゅうやり方じゃつたらよ、ほらおかしいと思うよ。ちゃんと歳入の裏づけがあつて、じゃから、相手方があつて、歳出するわけじゃかい、相手方がねえところには歳出できんどがね。ほんじゃけんど、歳出がでくつちゃかいよ。おかしいやり方じゃ思わんね、あんたら。

高鍋じゃちゃんと、この数字を上げとるげなよ、給水栓設置の何は、事業費や全部、五百三十何万とか上げとつちゅう話じゃがよ。やり方が違うちゅうかしらんけんど。ちゃんとこれは末端の散水施設をつくる数と給水栓の設置する数はよ、出とるつちゃかい。でないと、事業費は検証できんどがね。国が、県が出した、県の時点でわかつとつとやかい、事業の何は。歳入が見込み額が出せんかつたらよ、こら県営の土地改良事業はできんよ。

3人ともぞ。

○農村整備課長(横尾 剛君) 児玉議員の御質問にお答えいたします。

歳入の見込みのところでございますが、これは尾鈴北第一と尾鈴北第二がございまして、尾鈴北第一は今水の通水がございまして、そちらの分はもう見込めるっていうのがすぐわかりますので、そちらの分の末端散水施設は15、散水施設は10ということで見込ましていただいておりますが、北二につきましては、まだ水の手当てができておりませんで、そこをちょっとまだ見込んでないところでございます。今回の予算は、北一につきましてはの見込みを上げているところでございます。

○農林水産課長(押川 義光君) 児玉議員の御質問に再度お答えいたします。

産業振興団体補助金要綱の中に、産業振興団体が地域振興のための組織活動に要する経費という部分がございます。それに該当するというふうに私たちは判断をしております。

農業公社はあくまでも地域の農業の発展、振興を行うために行っている団体っていうことでございますので、先ほど申しました、第3条第1項第2号でございますが、そこに該当するというふうに判断をした次第でございます。

○総務課長(諸橋 司君) 先ほど申しましたように、補正ではなくて、早速この11ページ、それから130ページですね、これを差し替えをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) 俺は、これは所管じゃかいここを言ってねえっちゃけんどんよ、当初予算で課長がやったとは上がつとつとよねえ、数字合わんけんどん、なんはよ。第二地区

の何が入っとらんちゃけんど、第二地区の負担金として1,281万上がるとるよ、当初で。ほたら、第一しかせんちゅうけんどんよ、ちゃんと上がるとるから、こらあ県が土地改良区に要求した金額じゃろうがね、この事業しますよちゅうて、今年度。

今、工事が終わっとらんかいちゅてん、25年度内には事業完了する予定の予算じゃねえつねこりゃ。ちゅうことは、おまえ、第二の何も上げんないかんわ。そげならんね。これ、この何をせんとな別よ。今からする仕事を予算で上げてするわけじゃかい、したとを上げんわけじゃが。これからするから予算で上げてきてよ……。あんたのやり方は、終わって、事業費を上げちゅうな説明のようじゃったがよ、そげなことはねえはずじゃが。これはあつど、宮崎県尾鈴北第二地区負担金1,281万、北二区はそげな何がしちやねえかい上げられんちゅうけんどんよ。ほんだら、北二区事業は、この事業費は何の事業費ね。

○農村整備課長(横尾 剛君) 児玉議員の御質問にお答えいたします。

北二も当然工事をするわけですが、給水栓の徴収というのが、水を使って私たち、受益が発生するということでございまして、水の手当てが今のところないものですから、今回は、やろうとしたら、今度の補正のほうで上げていこうかとは考えております。給水栓、散水施設の設置につきましても、導入等がございましたとこで、補正をかけて、歳入のほうを見込んでいきたいと考えておるところでございます。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。

○議員(川上 昇君) 議案第24号、25年度川南町一般会計予算の関連なんですが、所管課は環境対策課になるかとは思いますが、衛生費で、23年度、24年度はえひめA Iという形で出てきたと思ってるんですが、今年はそういうのがないと。聞くところによりますと、えひめA Iという名前が使えないんだというふうな話も聞いてます。

また、環境対策のほうで、いわゆるえひめA Iを使って畜産農家、あるいはそのほかの農家でしょうか、そちらに、いわゆる実験っていますか実証をしてもらってるというふうなことも聞いております。

ことしの予算書といいますか、その会計予算のほうを見ますと、衛生費の保健衛生費の中の環境衛生費かあるいは公害対策費か、場合によっては生活排水対策費か、ここに入るとるのかなと思うんですが、なかなかそこが確認できません。その部分いかなってるんでしょうか。

○環境対策課長(三角 博志君) ただいまの御質問にお答えいたします。

108ページから109ページにかけまして、公害対策費の中で、先ほどのえひめA Iにつきましての事業費は、前年度まで上げさせていただいておりました。これは、県の緊急雇用対策事業、10分の10の事業を活用しまして行っておりました。来年度につきましては、その事業費が得られませんでございましたので、独自の費用として、原材料費5万円という部分で上げさせていただきまして、それを使って普及活動、主に一般家庭に対する普及は継続していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議員(川上 昇君) 約2年間かけて、農家あたりで、現場で実証をやってきて、それなりの結果あるいは実績なり出てるというふうに思うんですが、鳴り物入りでこれに取り組んだというような気もするんですけども、特に畜産の町であるというのもあってですね。こういった事業は継続して初めて、継続は力なりじゃないんですが、成就できるんじゃないかというふうに思うんですが、原材料費5万円のできる限りのことはするという事なんですよけども、これぐらいの金額でどういった、いわゆる事業というのができるかどうかわかりませんが、もう少し予算取りをして、大々的にやっ払いこう、継続していこうという発想なり議論はなかったんでしょうか。

○環境対策課長(三角 博志君) このえひめA Iを使って事業を行うというもともとの考え方でございますが、これは、今現在、海の方は、海藻、いわゆる藻場というのがございませぬ。これを、藻場を再生するためには、広く一般家庭の排水、それから畜産の堆肥、これも完熟堆肥をまく、あるいは減農薬、減化学肥料、こうしたことを行う循環型農業をやっていただくというようなことで、河川の水をきれいにし、まあ、長い期間かかるでしょうが、ひいては、海の森、藻場を再生したいという思いから取り組み始めました。

最初は、悪臭対策事業という形で取り組み、昨年度は一般家庭排水等を浄化するというようなことに力を注ぎながら進めてまいりました。事業としては継続を求めたという経緯はございますが、それが認められませぬで、今回の予算組みになっております。しかしながら、これまでやってきた実績というものを現在取りまとめ中でございますので、年度が終了した時点でまた取りまとめて、あと、今後、私どもの希望としましては、そういう実績に基づいて、例えばそれぞれの関係部署でも必要に応じて活用して推進していただきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議員(川上 昇君) せっかく取り組み始めたことでもありますし、ましては環境対策課というの、まあ、直接所管する課もあるわけですから、畜産関係もありますからね、その辺も含めて継続して、ぜひその事業の検討なり、先ほどちょっと言われておりましたが新たな何か取り組みなりは、いろいろ検討されて、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は所管事項別にそれ

ぞれ所管の常任委員会に、議案第25号、議案第29号、議案第30号及び議案第31号は文教厚生常任委員会に、議案第26号、議案第27号、議案第28号及び議案第32号は産業建設常任委員会にそれぞれ付託します。

日程第34「議案第33号川南町学校給食共同調理場における給食調理等業務の委託契約締結について」を議題とします。

これから、本議案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 異議なしと認めます。従って、議案第33号は総務常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

なお、引き続き、ただいま付託されました議案について各常任委員会ごとの審査をお願いします。

午後1時29分閉会
